

## 議会運営委員会

令和４年３月１８日（金）

午前９時５９分開 会

○仲委員長 おはようございます。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

本日の会議は、追加議案についてと発議についてであります。

それでは、市長からまず、御挨拶をいただきます。

○加藤市長 おはようございます。

議員の皆様におかれましては、昨日までの委員会審査でお疲れのところ、追加議案のための議会運営委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に上程いたします追加議案につきましては、議案第２９号、令和３年度尾鷲市一般会計補正予算（第１７号）の議決についての議案１件と、報告第３号、専決処分事項について（和解及び損害賠償の額の決定）について及び報告第４号、専決処分事項について（損害賠償の額の決定）についての報告が２件でございます。

提出議案の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○仲委員長 ありがとうございます。

○三鬼議長 すみません。議会放送についてなんですけど、ユーチューブのほうは映っておりますが、エリアワンセグにつきましては、本日、三重県防災通信ネットワーク整備工事が午前中ございまして、１０時から昼までの間、途切れることがあるので、特にセンター管内のうちの須賀利、九鬼、早田、三木浦、三木里、古江、賀田、曾根、梶賀地区においては、若干委員会中継が途切れるということがあるので、御了承願いたいと思います。

以上でございます。

○仲委員長 はい。ありがとうございます。

エリアワンセグの放送停止、一部あるということで御了承をお願いいたします。

それでは、追加議案について、執行部、総務課の説明を求めます。

○竹平総務課長 それでは、追加議案について説明をさせていただきます。

まず、議案書を通知させていただきます。

今回の提出議案につきましては、議案第29号と報告第3号、報告第4号でございますが、これにつきましては、いずれにいたしましても、令和3年10月3日の尾鷲市清掃工場の敷地内において、市職員がフォークリフトを運転中のときに事故を起こしたことによるものでございます。

それでは、説明をさせていただきます。1ページを御覧ください。

議案第29号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第17号）の議決についてにつきましては、お手元に配付の令和3年度尾鷲市一般会計補正予算書（第17号）及び予算説明書で説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページを通知させていただきます。

今回の一般会計補正予算書につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億1,529万7,000円とするものでございます。

8ページ、9ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

まず、歳入について説明いたします。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、今回の補正財源として13万8,000円を繰り入れるものでございます。

次に、歳出でございますが、次ページを御覧ください。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、21節補償、補填及び賠償金13万8,000円は、令和3年10月3日、尾鷲市清掃工場敷地内において、市職員がフォークリフトを運転中に、市内個人の相手方と接触し、負傷を与えた損害賠償の額が決定しましたので、賠償額13万8,000円を増額するものでございます。

なお、12月第4回定例会において、治癒までにかかる期間を3か月間と見込み、補正予算額71万6,000円をお認めいただいておりますが、治癒期間が約1か月延長したことにより、損害賠償額の総額が85万3,708円となっております。

次に、議案書に戻りまして、2ページをお願いいたします。通知のほうをさせていただきます。

報告第3号、専決処分事項について（和解及び損害賠償の額の決定）についてにつきましては、令和3年10月3日、尾鷲市清掃工場敷地内で、本市職員が起こした人身事故により負傷を負わせた相手方と、令和4年2月8日に和解が成立し、損害賠償の額が決定したことから、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでご

ざいます。

4 ページを御覧ください。

損害賠償の相手方は、市内個人、損害賠償額につきましては、76万7,748円で、内訳は後期高齢者医療給付分を除く治療費が1万1,440円、通院交通費3,969円、休業損害24万9,239円、慰謝料は50万3,100円です。

この金員の支払いにより、以後、本市と相手方の間に何ら債権債務がないことを確認して和解したものでございます。

次に、5 ページ、報告第4号、専決処分事項について（損害賠償の額の決定）についてにつきましては、報告第3号で説明いたしました人身事故において、第三者行為による負傷に伴う後期高齢者医療制度を利用した治療費の損害賠償の額が、令和4年3月10日に決定したことから地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

7 ページを御覧ください。

損害賠償の相手方は、高齢者の医療の確保に関する法律第58条の規定により、損害賠償請求権を代位取得している三重県後期高齢者広域連合が相手方となっております。この第三者行為による負傷に伴う治療費が、令和4年3月10日に確定し、損害賠償額は8万5,960円となっております。

以上をもちまして、提出議案の説明とさせていただきます。

○仲委員長 ありがとうございます。

以上が追加議案の補正予算と専決処分事項2件の説明でございますが、質疑、ございますか。

○南委員 ちょっと確認だけ。僕の聞き違いかもしれないもので。今の総務課長のほうの今回の損害賠償の決定の中で、総額、何か115万というような。こう、あれ、85万のあれですか。ちょっとその確認だけ。

○竹平総務課長 すみません。総額につきましては、ちょっとお待ちくださいね。すみません、総額は85万3,708円でございます。失礼いたしました。

○南委員 聞き違いということですか、僕の。115万と聞いたんですけど。

○竹平総務課長 すみません、申し訳ありません。

○南委員 分かりました。了解。

○仲委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　それでは、追加議案 1 件と専決事項 2 件ということでいたします。

続きまして、発議について。

○高芝議会事務局長　それでは、ただいま執行部より説明がございました追加議案の取扱いについて説明させていただきます。

本定例会最終日である 3 月 23 日に再開されます本会議におきまして、会議録署名議員の指名の後、議案第 29 号、令和 3 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 17 号）の議決についてを上程し、提案説明、質疑、委員会付託の後、本会議を休憩いたしまして、行政常任委員会を開催し、付託議案の審査を行っていただきます。委員会終了後本会議を再開し、本定例会で付託されている全議案の委員会における審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論の後、採決を行っていただきます。

次に、報告第 3 号、専決処分事項について（和解及び損害賠償の額の決定）及び報告第 4 号、専決処分事項について（損害賠償の額の決定）、こちら、報告 2 件につきまして、報告、質疑を行う予定とさせていただいております。なお、議案質疑発言通告書の提出期限につきましては、3 月 22 日火曜日の午前 11 時までとさせていただいております。

また、ただいま、議案付託表（案）のほうを通知させていただきましたので、御確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○仲委員長　ありがとうございます。

議事進行に少し誤りがございますので、よろしくお願いいたします。

この取扱いについて、何か質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　なしということで、この取扱いどおりになります。

それでは、発議について、議会事務局のほうから説明を。

執行部、退席をお願いします。

○高芝議会事務局長　それでは、発議について説明させていただきます。

発議第 2 号、尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（案）につきましては、提出者が西川守哉議員、賛成者が中村レイ議員、内山左和子議員、中里沙也加議員でございます。

内容につきましては、別紙改正文及び新旧対照表のとおりでございますので、御確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、この発議の取扱いでございますが、本定例会最終日である3月23日に上程していただき、採決を行っていただくという取扱いでよろしいか、御協議のほう、お願いしたいと思います。

説明は以上でございます。

○仲委員長 この発議についての書類は、局長、整っているということでよろしいですか。

○高芝議会事務局長 発議の要件、議案の要件ですね、全て整っております。

○仲委員長 それでは、発議第2号の提案理由について提案者から説明を求めます。

○西川委員 では、述べさせていただきます。

発議第2号、尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

尾鷲市議会議員の議員報酬及び、費用弁償等に関する条例につきましては、尾鷲市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定めた条例でございますが、本発議が、議長、副議長、議員のボーナスに当たる期末手当について、尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条の2の規定にかかわらず、令和4年6月の期末手当から令和7年6月の期末手当までを支給しないように改正するものであります。

以上です。

○仲委員長 ありがとうございます。

以上が、発議第2号の提案理由であります。質疑に入る前にこの取扱いについて議長から何かありましたら。

○三鬼議長 議会運営上の取扱いにつきましては、これまで変えていないという意味では、定例会中の発議とかについてはですね、事前に、定例会開会前に御相談いただくということでして、今回は追加となりますが、開会前に事務局のほうに、こういった発議の申出がございましたので、あえて今回は、この補正予算とともに発議を認めることといたしました。

それで、正副議長で、この発議の説明を受けさせていただきました。本来、本市議会におきましては、もともと東海地区で報酬等が一番低かったということがございましたので、議会としましては、議会費を総额的に減らすということで、これまでも、議会運営委員会であるとか、特別委員会あるいは検討委員会を立ち上げて、議員全員で議論してきた旨を御説明もさせていただきました。

また、今任期につきましては、議員10人に減らしたことであるとか、政務活動費を削減したことで、当初予算でもかなりの削減となっておるもので、そういった形の議会費を減らすということで、お話をさせていただいたんですけど、あえて本人は、このことで発議をしたいということなので了解をした次第でございます。経過としましては、そういうことです。

これらにつきましては、執行部からの案件以外は、委員会付託を省略してという形で進めておりますので、本会議で上程して本会議で議事していただくということになっておりますので、この辺も議会運営委員会で諮っていただいて、お願いしたいと思います。

以上です。

○仲委員長 ありがとうございます。

1点は、本会議で上程して採決を採るということと、今までの経過を発議については、説明をしたということでございますが、あの、ちょっと質疑に入る前に私のほうからもよろしいですか。

これまでの慣例では、西川委員、議運や全協において事前に提案をしていただいて、例えば条例改正の必要性とか効果など、議員間討議などを得てですね、発議に至っていると私は理解しているんですけど、そこらのところは西川委員はどのようにお考えですか。

○西川委員 この件に関しましては、先日、発議第1号がありましたよね。それの前の12月から僕は執行部のほうに提出しております。だから、執行部のほうがきちんと手順を踏んでいないんじゃないんですか。

○仲委員長 あの、西川委員、執行部じゃなしに、これは議員のあれですもんで、議会のほうで議論する必要があると思うんですわ。

○西川委員 それを執行部に、手順を踏んでいただけるように求めてましたけど。

○仲委員長 執行部というのは。

○西川委員 事務局に。

○仲委員長 事務局の話ね。それやったら分かった。

そこら辺のいろんな考え方があるという中で分かりました。

質疑を聞きたいと思います。質疑、ありますか。このことについて。

○南委員 質疑というよりか、先ほど前段で委員長のほうから、議会の大きな議会改革の一つだと思うんですね。議会の報酬、議長のほうからも、全体的な費用の中で議員定数を削減したりして、年間だけでも単純に1,500万以上の、現実に

削減をしておるし、全国の議会に先駆けてでも、手前みそじゃないんですけれども、政務調査費なんかも廃止にしましたけれども、追従する自治体はほかに、あれ以降もないのも現実で、そういった意味では尾鷲の市議会は随分と血を流し、身を切り、厳しい議員定数を削減するということは、もう議員にとっては一番厳しい試練でございますので、そういった中でも本当にぎりぎりの状況で議会活動をしておるのが今の現状でございます。

確かに提案者の西川さんに至っては、選挙へ立候補されたというのを一つの思いというよりか、市民に対しての公約だったと思うんですけれども、今回は当然、議会改革する場合は本来、全員野球方式でね、全員で議論して、納得した上で条例改正でいくのが本来の、僕は、考え方だと思うんですけれども、特に今回、様式が整って発議という形で出てきたということは、それを拒むわけでもありませんので、それはそれとして粛々と本会議の場で決定していただいたらいいと思うんですけれども、やはり僕は議会改革は、何回も言うように、全員でやっぱり取り組んでいくのが本来の姿だろうなという思いがいたしております。

答弁は別に求めませんので、以上です。

○仲委員長　ほかに御意見。

○濱中委員　あの、今もう南委員がほとんど内容的には言っていたのかなとは思ってますけれども、確かに以前から、定数のときでも、市民懇談会も開いていただくような形で、市民の皆様の見解もいただきながら、議員の立場というものがどういうものなのかという、そういった議論も交えての中での改革をしてきたというふうに感じております。

以前に、定数のことで市民懇談会をしたときでも、お金の多い少ない、人数の多い少ないの前に、議員としての仕事が本来何なのかをきちんと考えて質を上げてほしいというような意見、多数いただきましたので、本来の議員の活動ということがやっぱり、それぞれ議員の活動の仕方、個人差あって違うとは思ってますけれども、その辺りの確認も含めてみんなの議論が一定のことではないのかなというふうには感じております。

ただ、本当にさっき議長が最初にその説明もした上での発議だということですのでね。このままこの発議を否定することはできないのかなとは思ってますけれども、やはり改革に至っては、全員が意見を言い合って、意見を大体調整した後、調整という言葉がいいのかどうか分かりませんが、やはりみんなの議論をして、共感できるところまで持っていったからの改革が望ましいのかなという気はしてお

ります。

○西川委員 あ の、私は間違っ たことをや っ ているとは思 っ てま せ ん ので。発議 1 号のときは全 員 一 致 でできま した よ ね。だから僕 は、本会 議 場 で、それを皆 さん を納 得 さ せ ら れ る よ う な 答 弁 を し た い と 思 い ます。

○仲 委 員 長 討 論 ね。

委員 から、合 議 制 の 中 身 で 様 々 な 意 見 が 出 ま した け ど、会 議 規 則 第 1 4 条、議 案 の 提 出 と、地 方 自 治 法 1 1 2 条 の 規 定 に お い て、発 議 が、議 案 を 提 出 す る こ と が で き る と い う こ と で ご ざ い ます の で、こ の 件 に つ い て は 発 議 と い う こ と で 進 め て ま い り ます。

よ ろ し い で す ね。

(「異 議 な し」と呼 ぶ 者 あ り)

○仲 委 員 長 取 扱 い 等。局 長、何 か あ り ます。

○三 鬼 議 長 私 の ほう か ら。先 ほ ど 冒 頭 で 御 説 明 さ せ て い た だ き ま した よ う に、こ の 付 託 議 案 の 採 決 の 後 に 専 決 処 分 事 項 の 報 告 が ご ざ い ます。そ の 後 に 発 議 を し て い た だ き た い と、本 会 議 に お い て、発 議 を し て い た だ き た い と 思 っ て お り ます の で、そ の 議 事 日 程 で お 願 い し た い と 思 い ます。

○仲 委 員 長 よ ろ し い で す か。

局 長、報 告 あ り ま した ら。

○高 芝 議 会 事 務 局 長 あ り が と う ご ざ い ます。

1 点、報 告 の ほう を さ せ て い た だ き ます。

議 員 派 遣 に つ い て で ご ざ い ます。去 る 2 月 2 2 日 開 催 の 議 会 運 営 委 員 会 及 び 全 員 協 議 会 に お い て 説 明 を さ せ て い た だ き ま した、本 年 4 月 2 7 日 に 静 岡 県 浜 松 市 に お い て 開 催 予 定 で ご ざ い ま した 第 1 0 5 回 東 海 市 議 会 議 長 会 定 期 総 会 へ の 小 川 副 議 長 の 出 席 に 係 る 議 員 派 遣 に つ き ま し て は だ す ね、新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 の 収 束 が 見 通 せ ない 昨 今 の 状 況 に 鑑 み で す ね、当 該 定 期 総 会 の ほう を 書 面 会 議 に よ る 開 催 に 変 更 す る 旨、昨 日、3 月 1 7 日 付 で 通 知 の ほう が ご ざ い ま した の で、最 終 日 に 予 定 さ せ て い た だ き て お り ま した 議 員 派 遣 に つ き ま し て は、取 り 扱 わ ない と い う こ と で 御 了 承 の ほう に いた だ き た い と 思 い ます。

報 告 は 以 上 で ご ざ い ます。

○仲 委 員 長 事 務 局 か ら 報 告 の と お り で ご ざ い ます。よ ろ し く お 願 い し ます。

そ れ で は、西 川 委 員、そ の 他 で ど う ぞ。

○西 川 委 員 あ の、さ っ き の 全 員 そ ろ っ て と い う 話 な ん で す け ど、僕、こ れ、議

会に関わることだと思うので、ちょっと述べさせていただきます。ある市民の方からお叱りを受けました。というのは、議会において、議長、委員長の許可を求めず、勝手に私語を話す方が、最近、先輩方のほうで多く見られますので、それは、ユーチューブで市民の皆さん見てますから、もっと慎んで、議員の品質、議会の品質というのであれば、そういうところを正していただきたいと思います。

以上です。

○仲委員長　西川委員からそのような発言があったんですけど、ちょっと私のほうからいいですか。

西川委員さんのやじ的な発言のことだと思うんですけど、一応、議員、委員の、委員会でも本会議でも、例えば一般質問でもそうなんですけど、不穏当発言と思われるもの、もしくは侮辱の発言、それから、個人の問題を取り上げる発言、これについては、やはり罰則規定もありますので、注意していただきたいと思うんですけど、それは一致します。

ただ、議事進行の促すような発言は、ある程度認められているというような事例がございますので、それを踏まえて、よろしくお願ひしたい。

議長のほう、何かありましたら。

○三鬼議長　先ほど委員長、言っていただきましたように、ある程度認められとる部分含めて、私もそうなんですけど、できるだけ議事進行に、本会議、委員会は、委員長、議長という形の中で、どうしても議長にしても委員長にしても、発言者を優先して聞き取りしておるところがございますので、全員野球ということもありますので、皆さんの議事進行に御協力いただきたいように、これから気をつけるべきは気をつけていただいて、議会全体を活性化していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○仲委員長　ただいま議長からそのような話があったので、それでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長　それでは、これで全て議会委員会、終わりましたので、終了いたします。ありがとうございました。

(午前10時25分　閉会)